

## 「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に関する近隣関係者への説明について

\* 兵庫県の条例、条例施行規則、基準、運用マニュアル、技術マニュアルをよく確認の上、活用すること。

### 【1】近隣関係者への説明の趣旨等

本条例において、太陽光発電施設等の設置の際に、地域住民とのトラブルを防止するため、事業計画の届出の前に近隣関係者への説明を義務付けている。

近隣関係者への説明に際し、一定の水準の説明を実施しているかどうかを確認するために、事業計画の届出時に近隣説明実施記録の添付を求めている。

なお、近隣説明実施記録では、次の内容を記載することとしている。

・設置者の氏名及び住所 ・事業区域の所在地 ・説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係 ・説明の方法 ・説明の状況 等

### 【2】近隣関係者の範囲

- (1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
- (2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- (3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者

上記（1）から（3）については、事前に兵庫県建築指導課と協議し、県が指導される範囲を確認してから、事前相談に来ること。

上記（4）については、事前相談にて事業計画を確認した上、個別に判断し、説明範囲を指示する。

### 【3】近隣関係者への説明が必要な届出と説明時期

\* 工事着手とは現場における工事の着手を指すもので、その範囲は樹木の伐採や造成工事を含んでいるが、資材・車両搬入や測量等の準備行為を含むものではない。

#### (1) 条例第7条第1項：事業計画の届出

事業計画の内容のすべてを工事着手の60日前までに行う届出より前に説明が必要。

#### (2) 条例第7条第3項：設置工事の着手予定日等の変更の届出

変更後の事業計画を工事着手の30日前までに行う届出前に説明が必要。

#### (3) 条例第7条第4項：設置者の氏名等の変更の届出

変更後の事業計画を変更後遅滞なく届出前に説明が必要。

#### (4) 条例第10条第2項：増設等工事の届出等

設置工事完了後の維持管理段階での変更が対象で、変更した部分のみを変更後遅滞なく、届出前に説明が必要。

### 【4】近隣関係者への説明の報告方法

(1) 上記【3】(1)から(3)までについては、近隣説明実施記録の様式(様式第2号)による報告書を届出書に添えて提出。

\* 原則として説明した相手ごとに作成する必要があるが、自治会等ひとまとめにして記載が可能な場合はこの限りではない。

\* 様式下欄に注意書きがあるので、それに基づき記入すること。なお、当該欄に書ききれない場合は別紙とすることも可である。

\* 別途、区域図等を用いて、説明範囲がわかる様にする。

(2) 上記【3】(4)については、近隣説明実施記録の添付ではなく、届出書に記載。

### 【5】その他

審査は兵庫県建築指導課になるため、不明な点があれば、県に確認すること。